

全日本鑛夫總聯合會員等ノ使喚ニ依リ  
一般従業者ノ意嚮ヲ察セズ遮ニ無ニ後  
嗜セシメタル爭議ナルガコレハ失敗ニ終レリ  
左ニ労働團體ノ好戰的態度ヲ示ス為ノ爭議  
ニ於ケル檄文中ニ二三ノ例ヲ掲グ

先般の爭議ニ於て会社の承諾したる我々の要求  
條件の一々条退職手当の制定を会社では解雇手  
當を制定して發表した我々はそれに対して再び  
退職手当の制定を要求した事は明かに正しき事  
であるそれにも拘はらず先月三十日遂に三日間の

休業を宣して我々を工場外に追ひ出したけれど  
我々は徒らに事を好むもので無いが故に一先ア  
会社側ニ於ては揭示せる解雇手当を取り消  
し尚我々ニ於ては要求せる条項の一切を取り下  
ゲ両方の感情の治まるを待つておまわらるる責任  
を労資両者より選出して右退職手当の制定を  
なさん事を申し出た然るに会社は我々との面  
接を拒絶し突如数十名の我々の兄弟を讖首に  
た我々は此の不當の解雇は断然應ずる事は出  
来ぬ是明か又会社の挑戦であつて平和な事を  
解決しようとしたる我々の意志を踏み躪り事  
を益々紛糾せしむるものである是より生ヌル罪の  
総ては会社の当然負はねならぬものである我々も  
男である以上喧嘩を賣られれば買はずばなるまい  
こゝに決然として起つ我々は日本の労働者として  
俯仰天地を恥ぢざる堂々の戦闘を闘らう